

◆パネルディスカッション②〔図書館の現状と課題〕◆（講師：大賀 浩一）

質問 1

指定管理制度について、行政側からのメリットは予算面だけでしょうか？

①運営の自由度や意思決定の迅速さなど、行政側が考えるメリットについてもお聞きしたいです。（教科書にあるように、指定管理は上記の面で、直営や業務委託よりもメリットがあるように思っていたが、実際に着任すると全て自治体へ伺いを立てなければならず、ひとつひとつ根本からの説明が必要。別の指定管理業者から引継いだ形だが、自治体の担当者から「指定管理にしてから、図書館のことが何もわからなくなった」と言われた。ではなぜ指定管理にしたのか。自治体との関わり方についても知りたい。）

②昨今、指定管理や業務委託を取りやめ、直営に戻す動きもあると聞いたので、その理由の本当のところを知りたい。詳しい資料などあったら教えていただきたいです。

回答(大阪府)

○大阪府立図書館では、図書館内において、府職員と包括外部委託の受託者、指定管理者が一体となって運営しており、頻繁に連絡調整会議等を行うことにより、お互いに情報共有、意思疎通を図っている。

そうした中、行政側としても、単なる業務委託先として接するのではなく、管理運営責任者である指定管理者として意見を求めることもあるなど、常にパートナーとしてその存在を意識している。

もちろん、施設を所有し、図書館運営をするものとして、最終的な責任・権限は、大阪府にあるものの、施設の管理運営責任者として、指定管理者を置くことにより、「施設管理業務全般を束ね、その流れをスムーズにしている。」と考えている。そこが「メリット」と言えるのではないか。

○具体的には、館内の空調コントロールや照明等のメンテナンス、管理費用の支払いなどの業務について、指定管理者が建物全体の一括管理を実施することで、効率的な運用が可能であり、また、行政側からの協力依頼や外部からのクレーム対応などについても、指定管理者の代表窓口に一本化できるため、迅速な対応が見込める。

○また、災害などの非常時には、指定管理者と協力して迅速な対応が可能であり、例えば、過去の台風による被害発生時には、利用者の安全性に配慮し、行政の予算措置を待つことなく、指定管理者側で即時に危険物の撤去等を実施することができた。

質問 2

図書館の専門職である司書と、一般行政職である館長との仕事に対する意識の乖離をどのように埋めていったらいいか、具体的な方法等があったらご教示いただければ幸いです。

回答(大阪府)

○当館では、一般行政職の館長等と司書部の幹部との定例会議(原則月 1 回)を行っており、その場において、単なる情報伝達だけではなく、直近で課題となっている事案等についての意見交換、議論も行うことにより、相互の意思疎通を図っている。

また、個別事案の決裁においても、担当者と対面で積極的に決裁にまつわる意見交換を行っている。

質問 4

大阪府では蔵書スペースを令和 6 年度に拡張されると伺いましたが、除籍は基本的にされないのでしょうか。除籍をされる際の基準や作業などをお伺いしたく存じます。

市川市では、受取窓口受託業者とありますが、契約内容をお伺いしたく存じます。返却に係る窓口業務のみを委託されているのでしょうか。また延滞者対策も委託されているのでしょうか。延滞者の利用停止の基準についても市川市、広島市、大阪府の 3 市にお伺いできれば幸いです。

回答(大阪府)

<蔵書スペースの狭隘化対策>

○除籍について

平成 26 年度から令和 4 年度まで、複本の除籍を順次実施している(合計 約 12 万冊)

○収集方針の見直しについて

1.複本の収集

平成 26 年 6 月に「大阪府立中央図書館資料選択基準」を見直し、資料の収集は中央図書館、中之島図書館を合わせて原則として 1 点のみと変更した。

2.寄贈資料の厳選収集

平成 28 年 2 月「大阪府立図書館寄贈資料受入基準」を策定し、受入資料については、原則として、大阪地域に関する地域資料や郷土作家に関する資料等に厳選することとした。

3.電子データが Web 上で公開されている資料の厳選収集及び保存期限の見直し

上述の「大阪府立図書館寄贈資料受入基準」において、近畿圏以外で刊行された紀要類のうち、電子データが Web 上で公開されているものは受入を厳選することとした。

また、定期刊行物については、平成 27 年以降、毎年 Web での公開があるかどうかの調査を行い、公開されていれば短期保存に変更することを検討することとした。

<延滞者の利用停止の基準について>

○以下の規定に基づき実施している。

大阪府立図書館条例施行規則

(個人貸出しの停止)

第十八条 館長は、前条に規定する貸出期間内に図書を返納しなかった者に対し、館長が定めるところにより個人貸出しを停止することができる。

2 前項の貸出停止期間中は、現に交付を受けている利用者カードの有効期間が過ぎても、新たに利用者カードの交付を受けることができない。

大阪府立中央図書館館外貸出取扱要領

(個人貸出しの停止)

第11条 規則第18条第1項に基づく個人貸出しの停止、および大阪府立中之島図書館および大阪府立中央図書館以外から借受けた図書(以下、「他館借受図書」という。)を延滞した場合の他館借受図書の貸出しの停止は、次に掲げるところによる。

一 規則第18条第1項に基づく個人貸出しの停止

延滞日数	個人貸出停止期間
22日以上49日以内のとき。	当該延滞資料を返納するまで
50日以上 のとき。	50日

二 他館借受図書を延滞した場合の他館借受図書の貸出しの停止

延滞日数	貸出停止期間
21日以内のとき。	延滞日数
22日以上49日以内のとき。	半年間
50日以上 のとき。	1年間

2 前項の表中、延滞日数については、次の各号に掲げるところにより計算を行うものとする。

- 一 延滞日数は、貸出期限の翌日から起算し、図書を返納した日までの日数とする。
- 二 前号の場合において、延滞図書により延滞日数の異なるものがあるときは、その中の最長の延滞日数をもって延滞日数とする。
- 3 利用図書を返納したときの状況が、第1項の区分のいずれか一に該当する場合は、直ちに個人貸出しの停止を行うものとする。
- 4 第1項の個人貸出停止期間は、当該延滞図書が返納された日の翌日から起算する。